

議題 6

議案第19号

令和5年3月28日提出

市長の権限に属する事務の一部の補助執行について

地方自治法第180条の2の規定に基づき市長から協議があった補助執行について、次のとおり承諾することとする。

1 承諾する内容

広島市公共施設整備等事業者選定審議会（学校給食センターに係る審議の場合に限る。）に関する事務

2 承諾する理由

- (1) 広島市公共施設整備等事業者選定審議会（以下「審議会」という。）において、教育財産の管理に関する事項につき、教育委員会が諮問できることとされたが、当該事項の諮問以外の事務については、従前どおり市長の権限に属するものである。
- (2) 今回の協議は、学校給食センターに係る審議に関する事務のうち市長の権限に属する事務全般について、同センターに関することを所掌している教育委員会事務局学校教育部健康教育課に補助執行させるものであり、このことにより審議会の事務の一体性の保持及び事務の効率化を図ることができると考えられることから、これを承諾しようとするものである。

3 実施期日

令和5年4月1日

<参考>

地方自治法第180条の2

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教

育委員会にあつては、教育長)、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

(公 印 省 略)
広 人 人 第 3 1 6 号
令 和 5 年 3 月 1 6 日

広島市教育委員会 御中

広島市長 松 井 一 實
(企画総務局人事部人事課)

市長の権限に属する事務の一部の補助執行について (協議)

市長の権限に属する事務のうち、下記の事務について令和5年4月1日から貴教育委員会の職員に補助執行させることとしたいので、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します。

記

・広島市公共施設整備等事業者選定審議会 (学校給食センターに係る審議の場合に限る。) に関する事務